

県内の児童生徒・保護者の皆さまへ

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のために 臨時休業中は、不要不急の外出は控えましょう。

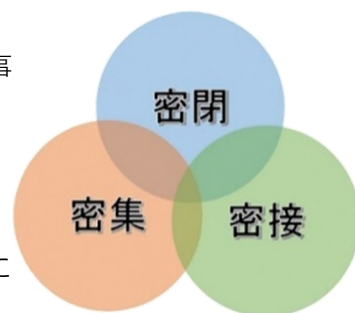
お願い

全国に「緊急事態宣言」が発動されたことに伴い、鳥取県でも人と人との接触機会を極力減らし、感染拡大防止に努めるという観点から、県内の学校が5月の連休明けまで臨時の休みに入ります。

この間は、感染を回避するために、県外を含め不要不急の外出を控えましょう！

臨時休業中の過ごし方

- ・ 帰宅時や食事前などのこまめな「手洗い」や「咳エチケット」（マスクの着用など）を心がける。
- ・ 学校から出される家庭学習を計画的に進める。
- ・ 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がける。
- ・ 屋外での運動や散歩などは、人と人との適度な距離（概ね2メートルのソーシャルディスタンス）を保つよう心がける。
- ・ 人ごみや繁華街など、人が密集する場所への外出は控える。
- ・ 臨時休業中も毎朝体温を測定するなどし、発熱や風邪症状、味覚や嗅覚に違和感がある場合は、外出は控え「発熱・帰国者・接触者相談センター」に相談する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の診断があった場合は、学校へお知らせください。



この時期に家庭等でできること（例）

- ・ 感染者やその家族等に対する偏見や差別につながるような行為が生じないように、家庭等で新型コロナウイルスについて話し合う。
- ・ 読書、運動、お手伝いなど、子ども自身ができることを一緒に考える。
- ・ 学校再開に向けて、手作りマスクを作る。 など



県内の相談窓口

発熱等で感染が心配な場合は、「発熱・帰国者・接触者相談センター」（各保健所内に設置）にご相談ください。取り急ぎかかりつけ医を受診する場合でも、医療機関での感染を防止するために、必ず事前に電話してから受診してください。

○発熱・帰国者・接触者相談センター（24時間対応）

東部地区（鳥取市保健所内） 0857-22-5625（時間外0857-22-8111）

中部地区（倉吉保健所内） 0858-23-3135、0858-23-3136

西部地区（米子保健所内） 0859-31-0029

○学校教育に関する相談窓口

鳥取県教育委員会事務局体育保健課

0857-26-7527（時間：午前8時30分から午後5時15分）

